

移住希望者支援交通費補助金

首都圏からの近さや豊かな自然、温かい人柄などに魅力を感じただけでなく、東日本大震災や原発事故からの復興のために新しいことに挑戦したい方からも、移住先として福島県が選ばれています。人生の新たな一歩を踏み出すために、「自分がいかせる場・福島」を訪問してみませんか？



第一只見川橋梁（三島町）
撮影：奥会津郷土写真家 星 賢孝

【対象者】

◎20歳以上で、原則として首都圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）にお住まいの方のうち、近い将来福島県内への移住（二地域居住を含む。）を希望又は検討している方

【対象となる現地活動の例】

- ・福島県内での生活環境、事業実施可能性などの相談・調査
- ・就職のための企業訪問
- ・空き家などの住まい探し

【必ず訪問する場所】 ※どちらも訪問する必要があります。

- ◎移住を検討している市町村等（市町村の移住相談窓口の担当者、福島県移住コーディネーターや福島ふるさと暮らし案内人など）
- ◎民間事業者等（就職や就農等の面接先、不動産事業者、福島県内に移住して各種活動をしていく上で連携を想定している人など）

【補助額】

- 次の(A)(B)の合計額の2分の1（1人当たり上限1万円）
- (A) 出発地（原則として自宅）から福島県内の最初の目的地までの交通費
 - (B) 福島県内の最後の目的地から帰着地（原則として自宅）までの交通費
- ※レンタカー、タクシー及び自家用車に要する経費は対象外
※同一生計の家族については、複数人分交付可能

【申請手順】

- 1 出発日の15日前までに、予定を記入した「現地活動計画兼報告書」を作成し、福島県移住推進員へメールで提出。
※メールアドレスは下記のとおり
- 2 出発日の5日前までに移住推進員と面談。
※面談場所は別途連絡（都内の指定場所）。計画内容が補助金の交付要件に合致することを確認します。
- 3 福島県内で現地活動を実施。
- 4 帰着日の10日後までに、実績を記入した「現地活動計画兼報告書」を作成し、福島県移住推進員へメールで提出。
※補助金の交付要件に則って現地訪問が行われたかを確認し、申請者へご連絡します。
- 5 帰着日の30日後（又は3月15日のいずれか早い日）までに、「交付申請書」（及び領収書などの必要書類）を提出。
※提出先は下記のとおり
- 6 福島県から補助金を交付。

【提出（送付）先】

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-6-3（都道府県会館12階）
福島県東京事務所（移住推進員あて）
メール iju_tokyo@pref.fukushima.lg.jp
TEL 03-5212-9050（福島県東京事務所）